



彦根市 学習者用端末を利用するにあたっての注意事項

彦根市教育委員会
令和3年2月

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習者用端末を貸し出しします。学習者用端末は子ども達の学習に役立つ便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、彦根市は「学習者用端末活用のルール」を定め、子どもたちに指導していますので、保護者の皆様も以下の内容についてご確認をお願いします。

1 学習者用端末を使う目的

- ・学校で貸し出す学習者用端末は、学習活動のために使うことを目的とする。

2 学習者用端末を使う場合について

- ・学習者用端末を使うときは、先生の指示をよく聞き、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつける。
- ・学習者用端末の画面は、指やタッチペンでふれる。タッチペンのとがった方でふれたり、落書きしたり、磁石を近づけたりすることは絶対にしない。
- ・学習者用端末に貼ってある番号シールは、はがさない。
- ・学習者用端末を他人に貸したり、使わせたりしない。また、他人の学習者用端末を無断で操作しない。
- ・学習者用端末を落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように気をつける。
- ・学習者用端末を持ったまま走ったり、地面に置いたりしないように気をつける。
- ・学習者用端末に水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしない。また、日光の下やストーブの近くなどに置くと、故障の原因になるので置かないようにする。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生が認めたこと以外に使わない。

3 カメラでの撮影について

- ・先生が許可した時に、カメラは使うことができる。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらう。

4 データの保存について

- ・学習者用端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけを指示された場所に保存する。
- ・学校から指示のないファイルダウンロード・アプリ・ソフトのインストールは禁止とする。

5 保管について

- ・学習者用端末を片付けるときは、画面をきれいにしてから、充電保管庫内の決められた色のかごに入れる。
- ・タッチペンは、教室の決められた場所に片づける。

6 安全な使用について

- ・インターネットは正しく使えば 学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができるが、中には怪しいサイトや、個人情報をたくみに得ようとする悪徳なサイトもある。インターネットには制限（フィルタリング設定）がかけられているが、もし、危険だと思われるサイトに入ってしまったときには、すぐに電源を落とし、先生に知らせる。

7 個人情報等について

- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）はインターネット上に絶対に上げないようにする。
- ・人（誰か）を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書き込まない。
- ・他人の ID の不正利用、学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、ハッキング、アプリ内課金などは、絶対にしない。

8 設定の変更など

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの学習者用端末の設定は、勝手に変えないようにする。
- ・USB メモリや SD カード等の外部装置・周辺機器の接続および利用は禁止とする。

9 不具合や故障について

- ・学習者用端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときや、破損、故障、紛失したときは、すぐに先生に知らせる。（学校内使用时）

10 使用の制限について

- ・『彦根市 学習者用端末を利用するにあたっての注意事項』（本紙内容）が守れないときは、学習者用端末を使うことができなくなる。

11 その他

- ・卒業までこの学習者用端末を使います。不適切な使い方によって学習者用端末が破損、故障した場合、また、故意に紛失した場合は、修理等の費用を負担いただく場合もあります。
- ・学校を卒業した時、彦根市立以外の学校へ転校する際は、クラウドサービス内や学習者用端末内に保存されているデータは削除されます。
- ・児童生徒の安全で適切な使用のため、学習者用端末の通信記録や Web アクセスの履歴を保存します。また、必要に応じて、調査・確認することがあります。
- ・この注意事項に書かれていない内容について、必要に応じて教育委員会事務局にて協議決定します。